

公益財団法人全日本柔道連盟
役員および評議員の報酬等ならびに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）定款15条および第30条の規定に基づき、本連盟の役員の報酬等ならびに本連盟の役員および評議員の費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、本連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、評議員会で選任された監事のうち、本連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (6) 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事をいう。
- (7) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (8) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (9) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類)

第3条 役員の報酬は、常勤役員にあつては本給、特別手当、日当および退職金とし、非常勤役員については、非常勤役員手当および日当とする。

2. 評議員および非常勤理事ならびに非常勤監事には、定款第15条および第30条に定める金額の範囲内で、評議員会および理事会出席の都度、役員等の業務手当等支給規程別表に定める日当を支給することができる。

(通勤手当)

第4条 第3条に定める報酬のほか、常勤役員、および非常勤役員には、その勤務実態に応じて、通勤手当を支給することができる。

2. 通勤手当を支給する場合には、給与規程第17条に規定する通勤交通費の支給基準に従い支給する。

(報酬の支払方法)

- 第5条 役員の報酬および通勤手当は、その金額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、本人の同意があるときは、その指定する金融機関の本人名義の口座へ振込みによって支給することができる。

(報酬の支給日)

- 第6条 役員の報酬(特別手当を除く。)および通勤手当は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日または休日に当たるときは、前日または前々日に支払う。
2. 第3条第2項に定める評議員および非常勤理事ならびに非常勤監事の日当については、評議員会または理事会出席の都度支払うものとする。

(報酬額)

- 第7条 役員の報酬額は、評議員会が定める役員報酬合計額の限度額を超えない範囲で、監事を除き、会長が定める。監事については、評議員会において定める。
2. 会長が前項に基づき報酬を定める場合は、その者の役職の内容、業務に従事する日数・時間等の事情を考慮するものとする。

(特別手当)

- 第8条 常勤役員の特別手当は、給与規程第18条に規定する職員の賞与の支給基準に準じて支給する。

(退職金)

- 第9条 常勤役員の退職金は、退職金規程に規定する職員の退職金の支給基準に準じて支給する。

(日割計算)

- 第10条 新たに役員になった者には、その日から報酬(通勤手当および特別手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。
2. 役員が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
 3. 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
 4. 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日か

ら支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の総日数から就業規則第13条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用弁償)

第12条 理事、監事および評議員が、その職務の執行に当たって負担した費用については、その費用を弁償することができる。

2. 理事、監事および評議員が、本連盟の理事会および評議員会に出席し交通実費を負担したときは、役員等の業務手当支給規程に基づき、その額を支給する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2. この規程の改廃については、評議員会において別に定める。

附則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

(別紙)

役員の報酬総額は、毎年度 5,000 万円を超えない額とする。

(平成 23 年度第 1 回評議員会決定)